

東京地方裁判所委員会（第7回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

1 日時

平成17年6月29日（水）15:00～17:00

2 場所

東京地方裁判所民事裁判官第3研究室（14階）

3 出席者

（委員）青木俊一，大橋寛明，小野正典，金築誠志，小粥節子，齋藤喜好，
下田文男，田内正宏，高木國雄，田村浩子，永井敏雄，橋本和夫，
畠中薫里，丸山陽子，保田眞紀子，我妻学，和久井良一，渡辺雅昭

※ 欠席：唐津恵一，北村敬子，高木敬五（以上，敬称略）

（事務局）原田伸一東京地裁事務局長，青山峰明東京地裁民事首席書記官，
小嶋良保東京地裁刑事首席書記官，岡田千津子東京簡裁事務部長，
森田正則東京地裁総務課長，高橋英明東京地裁総務課専門官，
山田雅彦東京地裁総務課庶務第一係長

4 議題

- (1) 委員の再任について
- (2) 委員会の開催頻度について
- (3) 委員会の傍聴について
- (4) 「より利用しやすい裁判所にするためにはどうしたらいいか。」

5 配布資料

- ・「司法の窓 Vol.67」

6 議事

- (1) 委員交代の報告及び新任委員の自己紹介

委員長から、次の内容で委員の交代について報告し、出席した新任の委員からそれぞれ自己紹介があった。

大谷禎男前委員→大橋寛明委員（東京地方裁判所民事部所長代行者）

池田耕平前委員→永井敏雄委員（東京地方裁判所刑事部所長代行者）

岡久幸治前委員→下田文男委員（東京地方裁判所所長代行者・東京簡易裁判所司法行政事務掌理裁判官）

(2) 事務局の交代

委員長から、次のとおり事務局の交代について報告した。

勝野鴻志郎民事首席書記官→青山峰民事首席書記官

羽山秀樹東京簡裁事務部長→岡田千津子東京簡裁事務部長

中園敬総務課課長補佐→高橋英明総務課専門官

(3) 委員の再任について

【説明（発言者の表示＝●：委員長）】

- ：委員の任期がそろそろ切れるので、事務局から委員の方に対し、特に都合が悪くない限りは再任をお願いできないか意見をお聞きしたところ、小野委員は難しいということであった。せっかく様子がわかってきたところで、これから実質的な議論ができるということもあるので、それ以外の方は再任をお願いしたいと思っている。今日、出席しておられない委員の方もそういうご意向でご了承いただいている。手続を進めさせていただきたいと思っているので、引き続きよろしくお願いしたい。

(4) 委員会の開催頻度について

【説明及び意見交換要旨（発言者の表示＝●：委員長，○：委員）】

- ：委員会の開催頻度等について、事務局から各委員に意見を聞いたところ、従来どおりの年4回というペースでいいのではないかという意見が多かった。そのほか、関連して部会制を設けたらどうかという意見もあった。

また、定例というだけではなく、必要に応じて開いたらいいというような意見

もあったと聞いているが、必要に応じてとはどういう意味か。

○：議論の熟し方なども考慮すると、そう間隔をおかずに次々やるのがいい場合もあるかもしれないという意味である。

●：年何回ということ決めてしまわないで柔軟に開くという趣旨か。

○：そうである。

●：テーマによっては集中して開いた方がいいということがあるのかもしれない。

そういうときには、提案をしてもらって、開催することとし、特段のことがなければ、出席していただく負担の関係もあるので、従来のペースで開催することとしたい。

また、部会制についてはこの委員会の最初のときにも少し問題になったように議事録で読んだが、この点について趣旨を伺いたい。

○：委員には民事関係に詳しい方と刑事関係に詳しい方がいることもあり、今は全体的な話になっているが、非常にスペシフィックな問題、特別な問題に関して議論する場合には、この人数で話し合いをするよりも、何らかの形でその部会を作って、そこで具体的なその方策というようなものを練り上げていって、ここに上げていただくという方が時間の短縮にはなるのではないかということである。即座に解決しなければいけないような問題があったときには、そういう部会をつくることは、非常に効率的に思える。

●：必ずしも常設でいくという趣旨ではなく。

○：常設というわけではない。

○：現在 21 名の委員がおられるが、ある問題について意見を交換したり課題を詰めていくという場合の人数としては、適当なときもあるだろうが、適当でないときもあるのではないか。本当の意見を詰めていくというのにはもう少し少ない方がいいのではないか。さらにある課題をもう少し議論をして、深めていくという意味では、半分くらいの約 10 名が適当ではないか。

そういう意味で、何かの専門的な問題で刑事・民事を分けるというようなことも必要だと思うが、いろいろお互いの理解というのか、だんだんわかり合ってきたこともあり、もっと頻繁に意見を詰めていくということも必要ではないかと思う。

●：例えば分け方として部会はどういうのを設けるのか。

- ：何でも構わない。発言の機会をそれ相応に気楽に話せる会と意見交換が行ったり来たりできるようなそういう場であれば、どういう分け方をされて構わない。
- ：何かテーマで分けることになるのだろうが、例えば裁判員制度は刑事の制度なので刑事が得意な委員だけにすることになるのか、あるいは以前簡易裁判所をテーマにして開催したこともあるようだが、そういうときにも全員でなくていいのかなどということも考えられる。委員の趣旨は、原則としてもう少し少人数で議論すべきということか。
- ：全体で議論する意味というものもあると思う。ただ、常にとということではないので、テーマによっては全体ですということである。
- ：私の意見は、何か具体的に裁判所にこういう問題があるから、その解決策を考えなくてはいけないというときに、この人数でいきなりその解決策を議論するのは、非常に生産的ではないので、四、五人で本当に具体的な方策を練って、それをここに上げてもらって全員でそれが改善すべきところがあるかどうかというのを話し合うというふうにした方が、生産的ではないかということである。
- ：それは分科会に下ろすという感じなのか。
- ：そういう感じである。
- ：それは、テーマによって考えればいいことになるのか。
- ：そういうことになる。
- ：もし、これからそういう問題が出てくれば、一部の委員にお願いをして、少し細かい話し合いをしてもらうということはあると思う。しかし、その前に話をされたやり方については、どういうふうにするかというアイデアがうまくすぐ出てこないと思われる。引き続き検討することとしたい。

(5) 委員会の傍聴について（意見交換）

- ：次に、委員会の公開については、前回時間をかけて議論していただいたが、差し当たり報道機関に対してだけ公開するというところでどうだろうかということ、事務局から個別に諮ったところ、それでいいのではないかという意見が多かった。少なくともそれはいいが、それプラスもあっていいという意見もあった。報道機関に対する公開も、やはり一般の公開につながるのだからどうかという意見もあったが、全体としては理解を示される方が多かったようである。

事務局から個々に聞いたために、委員相互では意見を知らないと思われるので、ここで簡単に今後どうするかということで意見を伺ってみたい。

○：私はそれでいいと思うが、ただ内容によっては特に誰も入れないで論議するというのもあっていいのではないかと思う。それ以外のときには、報道機関の方に入っていただいても特に支障はないと思う。

○：私も入ってもらうことには全然問題ないと思うが、報道されることでほかにも興味があるという方がいるのなら、それ以上広げることについてはそのときに検討すればいいのではないか。

○：全国的にこの地裁委員会や家裁委員会で、全く制限を設けなくて、傍聴したい人があればいつでもというのは3つほどの委員会のようなものである。東京ではこの問題について今まであまり議論をしてこなかったと思う。弁護士の関連のいろいろなシンポジウムとか何かそういう関係で、ここの委員会の雰囲気というのを見てみたいというような声が強いので、この問題を委員に諮るようお願いした。

一般的にいわれる公開をして希望があればいつでもどうぞというのはスペースの問題もあり、またいろいろな話もあるのでだれをとということになると、確かに問題ではないかという気は私もしている。だから、一定の制約はあっても、当面は仕方がない。その制約というのが特定の報道関係者であるとか、中立的とかそれなりに理解しやすい方々にとりあえずはそういう門戸を開くという形でも当面はやむを得ないのではないかという結論に私は大体達したつもりでいる。

○：一応、議事録はインターネットで公開されているという前提があるので、本当であればご自由にとということになるのだろうけれども、やはりいろいろな制約があるので、一応、マスコミの方を市民の代表として傍聴していただくということでもいいのではないかと思う。

○：この問題も2度ぐらい議論しているので、そろそろ結論が出ているのという印象でいるのだけれども、私自身は最初から述べているように、原則公開という考え方である。ただケースによってはそうできない場合があるだろうから、それはそのときの内容によって決めるという範囲を考えただけである。

●：通常の場合には報道機関に公開するというのが適切ということによろしいか。

○：ただ、今までいろいろ聞いて、場所の問題とか、手を挙げた人についてどういう範囲で入れるのか、そういうテクニカルな部分の問題はあると思うが。

●：報道機関に公開する場合には、差し当たり司法記者クラブに案内を出すということになる。

○：市民代表の報道機関というのも一つの考え方ではある。

○：私の意見もこれまで皆さんが言っておられたようなところだと思う。

○：議事録がインターネットで公開されており、そういった議事録の中には、誰が何を言ったのうち「誰が」というところがなく、丸などになっている。そういう形で今公開されているので、私はそういう形がいいのではないかと思っている。制限された形での公開ということがいいのではないかと思う。

ただ、人を選別して誰かに傍聴させるということになると、その選別の仕方は確かに難しいだろうと思うので、マスコミへの参加を認めるということも異論はない。ただし、そこで誰が何を言ったかということ、逐一報道されるということになると、それは何かテレビ放映されているような感じになってしまうので、発言の内容によっては、いろいろな人から批判をされるということも考えなければいけないということも出てくると思っており、マスコミの人の参加を認めるということが、そういうことではないということであればいいと思う。

●：「そういうことではない」というのは、どういうことか。

○：誰が何を言ったかということまで報道される。ただそれは少なくとも…。

●：報道機関の人に、聞いた内容をどう報道するかについて、名前を出すとか何とかという注文はつけられないと思われる。だから、この議論に関しては、個々の意見が出るのはやめておくべきということがあるなら、そのときだけは遠慮してもらおうということになるのではないか。

○：自由な意見を保障するという意味で、テーマによってはマスコミが入らない場合もあり得るという理解でいいのか。

●：今諮っているのは原則的な形であるので、特にこのテーマはということがあれば、その場合は別の形にすることを個々の委員会でその都度決めればいいのではないかと思われる。もちろん、これはカメラ取材ではなくて、ペン取材に限るということだと思うけれども、報道機関の方が入れば、個々の発言はずっと聞いてもらって、それが報道の材料になるということを念頭に置いて発言していただくということには当然なると思われる。

○：私がある条例改正のときの委員をやっていたときに「子どもの育成のことがか

なり影響するのでマスコミに載せてもらうのは少し困る」という発言を会場でしたことがある。少年のことなので、将来のこともあり、影響が大きいということを考えていたためにそういった発言をしたのであるが、そのことを思い出して、内容によってはちょっと遠慮してもらうべき場合もあるのではないかなというように前回は発言した。

- ：今後のこととしては、委員の方から特段違う意見が出ない限りは報道機関の傍聴を認めるという取扱いにし、テーマによっていろいろ意見があれば、そのときにまた別の取扱いを考えるということによろしいか。それでは、今後そういう取扱いにさせていただくことにする。

(6)「より利用しやすい裁判所にするためにはどうしたらいいか。」（意見交換）

- ：前回、裁判所へ出されているいろいろな苦情、意見をまとめたものをお配りし、それに関連してご意見を伺ったが、これについてさらにご意見を伺いたい。
- ：これだけのものを率直に出していただいたというのは、我々としても大変ありがたいと思う。もちろん、こういう不満というのはそれぞれの一つ一つの部分で、なぜそういう不満が出るのかということはこの不満の条項だけ見ればなるほどというふうに過ぎてしまうことであるけれども、一つ一つはもう少し根が深いということも言えると思う。例えば、調停の問題についても、調停の一期日が短過ぎるということが出ている。それは、今まではこれぐらいの調停時間をとっていたんだけど、今は一期日の調停時間が短いとか、今はどれくらいになっているんだという経過も考えないとわからないということもあるし、調停の内容がどういうふうに変わっているかということによってもこの調停時間が短過ぎることの不満というものは、理解できないように思うのだが、ただ一つ一つがだんだん聞かされてみると、なるほどこれは裁判所に対する苦情としては、大変もったいな話ではないかというようなことが実はこの中には相当多く詰まっていると思う。これをずばっとそのまま出していただいたという意味で、大変私たちとしてはありがたい。この一つ一つについて議論するとなったら、幾らでも議論できる素材があるというふうな今本当は思っているのだが、そういう一般的な感想を持っています。
- ：苦情の対象になったこともあるので、身につまされることは多いけれども、こ

これは苦情と裁判所への希望と両方なのだが、どこへ行って、どういう形で解決をしたらいいかわからないという、いろいろな悩みを持った人たちが、受付へ来て、それでいろいろ相談をしているようだが、受付でできることの範囲というのは限られている。手続の説明とかそういうのは多分職員ができると思うけれども、むしろ、相談に来る人たちの必要としているのは、法律相談にかかわることが半分くらいあるようである。それを下の受付で聞いたんだけど、それは教えてくれなかった。ではお隣へ行って聞きなさい。お隣に行くとお金がかかる。お金がかからないでこれができる方法を教えてほしかったという、そういう話もときどき聞いている。ですから、全体の相談窓口を、法律相談もできるようなものがあれば、相談というか、受付に来た人たちに満足を与えることができるのかなというふうにとときどき考えるけれども、なかなかそれは難しいということは想像がつく。

この質問の中に 14 番で、「総合案内等の職員が質問にまともに答えられないのは不勉強だ」というのがあるけれども、この質問の具体的な内容というのは何かわかっているのか。多分こういうのは、今言ったようなことなのではないかなという気がする。

- ：簡易裁判所のことだと思われるので、裁判所の委員から、そこにどういう職員が配置してあって、そこでの質問等の状況がどのような感じか、簡単に説明していただきたい。
- ：総合案内といっても、東京家庭裁判所と東京簡易裁判所の庁舎であるから、総合案内の者も簡易裁判所と家庭裁判所の左右 2 つに分けて配置している。現在、この総合案内の職員については、簡易裁判所の事務官が対応している。

この総合案内の職員については、その職務を担当するときには研修等が行われている。例えば、東京簡易裁判所では祝田橋の庁舎に墨田分室が移転してきて、今週の月曜から仕事を開始している。そういう事情の変更等については、墨田の関係で交通略式について簡易裁判所の方に来られた方については、祝田橋の庁舎でやっていますというような形で案内することができるように、随時案内係の職員に対応できるように伝えている。

そういう意味では、アルバイトではなくて職員ですので、具体的にどういうご不満があったのか承知してはいないが、一応そういう形で対応しているところで

ある。

- ：先ほどの話の中にもあった「手続相談だけ」ということについて、事情がわからないとわかりにくい話なのかもしれないが、少し説明していただきたい。
- ：法律相談ということになれば、やはり法律相談を専門の仕事にしておられる弁護士がおり、本来、弁護士が有償で提供するサービスを裁判所の職員がしているのかという問題は一つあると思う。また、それと同時に裁判所の職員が答えた内容について、特に実体的な判断については、これは本来、裁判官が具体的な事件で判断すべき事項であり、それについて職員が一般的な話をするということになれば、当該事案がその一般的な事案に当てはまるのか、常に法律問題というのは原則的な問題と例外的な問題、あるいは多様な類型の中でもいろいろな問題があるので、そういうことからすると、そういった法律相談について裁判所の職員が答えるのは不適當だと思う。すなわち、一つは法律相談についてはやはり基本的には弁護士から有償で知恵、知識を得ていただくということ、そうすべきだという基本原則のほかに、裁判所の職員が対応すると裁判官がする判断、裁判との関係で問題が起こるということが結構あり得るということの2点を、理解していただきたいと思っている。
- ：今の話は法律の専門家だからそういった考え方をするのはないかと私は思う。社会の人たちは法律を知らない。では法律的な解決をするために何があるのか。示談、即決和解、調停、刑事訴訟法上の和解、民事訴訟などがある。この幾つかをこういうふうな方法があって、あなたはどれを取りますかというような説明をすることも必要なことではないか。
- ：手続相談のほかに法律相談をしてもらいたいという話について答えさせていただいたので、今委員の言われている話は、どちらかというと言った手続相談の話になると思われる。手続相談については、どんな手続があるかについて窓口の方で簡易裁判所にはこういう手続があるという説明や、他の裁判所の概括的な手続についても説明している。
- ：実際にそれらの説明をしているのか。
- ：それはもちろんやっている。
- ：手続についても相談したけれども満足できなかったという方が結構おられる。法律相談を受けられないのはわかるが、説明された手続について、私はこういう

紛争を持っているのだが、どの方法で解決するのが一番いいのかという相談、これは法律相談なのか、それとも手続相談なのか。

○：まさに、今の問題の一番難しいところかもしれない。

○：その辺りを紛争解決のコンシェルジュみたいなそういう人が受付にいて、それで…

○：手続選択の問題というのも、これはかなり知的なサービスだろうと私は思う。

○：だからそれもむしろ私は弁護士の仕事ではないかと思う。

○：もし選択を誤ることによって、現実に紛争が解決、実質的な意味では解決ができなかった、すなわち例えば訴えを提起するその前に保全をしておくべきなのに、いきなり訴えを提起してしまっ、保全の手続をやっていなければ判決をもらっても財産が全くないというような場合もある。やはりそういう場合には判決という選択肢の前に保全の申し立てをすべきだということになると思われる。それはあるいは和解の手続をとられるのか、その保全の申立てをされるのか、あるいは民事訴訟を選ばれるのか、あるいは調停を選ばれるのか、この選択はかなり専門的だと私は思う。

○：法律の専門家の方はすぐそういう解決になれば弁護士のところへ行きなさいという。確かに東京には3弁護士会があり、相談を受け付けている。だからそこも相談してやれることのひとつだと思うけれど、そういう法律をよく知っている人は相談に行きません。そういう相談、どうしても困って来た人たちは法律を知らない人ではないですか。だからそのときに幾つかの方法というのがあって、それを相談、教示できるというのも一つ必要なんではないでしょうか。確かに弁護士のところへ行って相談すれば全部教えてくれると思う。だけれどもそれが行けないからみんな悩んでいるのではないか。

○：この手続の選択というのは実は非常に難しい問題があって、最初に何を選ぶのがいいのかということは、相当中身を聞かないと、「ではこちらに行かれたらどうですか」という答えが出しにくいところがある。確かに有料で弁護士会では法律相談をやっているけれども、扶助協会、今度扶助協会がなくなるので少し変わるけれども、あるいは各区役所の法律相談は役所で費用を負担して、無料の法律相談の窓口を設けていたりしているので、全部が全部有料であるというわけではないから、そういう案内をしていただくのもいいだろうし、あとは電話でテレフ

オン相談ガイドという、これは短い時間ではあるけれども、そういったものもやっているのです、いろいろな範囲でのものがあるということは教えていただくと、もう少し選択の幅が広がるのかもしれない。

○：都でも苦情を受け付けており、裁判所に関する苦情というのはあまりないけれども、ただ幾つかある中で、弁護士とか司法書士とかの専門家を相手にしているせいか、素人の方が行っても専門的なことをなかなか理解できない部分があって、それでうちにまた聞きに来るといようなものがある。書類に関しても、こういう書類を用意しなさいと言われて、その書類が理解できていない人が結構いるといようなことはある。

●：裁判所へ相談に行った後に、都へ相談に行くという人も割合いるということですか。

○：相談に行ったのか、手続をしたときにこういう書類を出しなさいと言われたのか、その言葉が理解できなかったということである。専門的な答えをたぶんされたのではないかと思う。

○：簡易裁判所等では訴状あるいは答弁書の関係ではかなりわかりやすい言葉に翻訳したような形で、逆に言えば法律の専門家から見ると、少し不正確な形でのものになっているかもしれないけれども、あえてそういう形で出しているようなところはあつた。ただ、これが地方裁判所となると多少かなりきちんとした対応をせざるを得ない。むしろ個人が、訴額の問題もあるので、きちんとした法律的な対応をせざるを得ないという問題もあると思つている。

○：この問題一つとして裁判所の中でどう活用していくかというのを考えてもいい問題ではないか。テーマの中にもあつたが、より利用しやすい裁判所というのはどうしたらいいのかという一つは、結局社会の人たちが疑問に思つていることにどう答えていけるのか、それを取り上げていくことが必要であるのではないか。

●：昔はその法律相談というか、裁判所の受ける相談は手続相談だけれども、そういうものを専門に担当する職員はいなかつたけれども、今は話に出ているようにそういうのを専門に担当する職員も置くようになった。これはやはりそういう面についての配慮が進んできたということだと思つた。わかりにくいということはあることと思つた。つい専門用語が出てしまうということはきっとあると思つた。

しかし、受付相談を担当する人は、来た人が一般の人で法律を知らない人であ

るということはもちろん承知しているので、それを前提に、伝わるように一生懸命やればよいと思う。場合によっては十分相手に伝わっていないことがあるのかもしれないが、これは今後ともなお努力するということで、研修などをやっている。

- ：例えば「私は友達にお金を貸したんだけど、帰ってこない。どうすればいいでしょうか」と簡易裁判所に行って話した場合、どういった回答になるのか。たぶん一般の人はそういうレベルの質問だろうと思う。
- ：手続の選択肢を教えるのではないか。訴訟もあるけれども、調停もある。支払督促とか少額訴訟とか。
- ：今の話の中でいうと、少額訴訟の問題を説明すれば非常にいいと思う。だからそういうところをもう一回、そんなに何々しようというのではなくて、そういうところの感覚を持ってもらうという形が必要な動きではないか。私はいつも疑問に思っているのは、ここでいろいろなお話が出ているが、それをやる気でやろうとしているのかなという疑問がいつもわいてくる。やはりやる気でやるんだっただらも、そういうはずはないと思っているんだけど。
- ：今の問題はもうやる気がないという問題ではないと。
- ：現実にやっている問題ですよ。140万まで上限が上がって行って、簡易裁判所としてはすごい有効な手続を行っている。そういうところでもほかの人にはわからない面があるんです。
- ：事実、先ほどから出ているが、私が聞いているところでもやはり一番大きな不満は、結論を教えてくれないということです。これは仕方がない。窓口のところでは裁判をしてしまうわけにはいかない。相手方の言い分を聞いていないわけだから。しかし、そのところに非常に不満があることは間違いない。どうにかしてくれと思って行ったのに、何かこういう手続がありますということしか教えてくれなかったというのは、確かに不満であることはよくわかる。ただ、そこをばみ出すというのは裁判所にはできない。だからそこはほかの機関との連携の問題だと思うのだけれども。
- ：果たしてみんなが結論だけを教えてもらいたいかというところではないと思う。
- ：みんなではないですけども。それでわかりましたという人ももちろんいると思う。

○：私は、委員のおっしゃっていることが本当によくわかる。民間の私は法律はわからないまま、いろいろなこと受けさせられて、親が亡くなったからその後やりなさいと言われて継いだものが、切り替えを提出しなければいけないのを知らないままに過ごし、ある日突然、「えっ」というようなことがあり、そんなときに尋ねたら「弁護士さんの方に相談に行きなさい」というような話になったときには、少し戸惑うと思う。やはりある程度教えてもらえるということは、裁判制度が身近になるという意味においては、一番のポイントだと思いながら先ほどから聞いている。知らないことって多いと思う。法律はいつの間にか変わってしまい、そしてある日突然、どんと、私はたまたま保護司をやっているおかげでいろいろな変わりましたよというのをどさっと送ってくるが、そんなの色々見ていないし、本当にどんどん変わって行って、ある日自分がいつの間にか、そういう気持ちもなくても、忙しさにかまけていると、やらなければいけない手続を怠っていたというようなことが実際ある。そういうときに尋ねたときにはやはり丁寧に教えてほしいと思う。まず、弁護士の方に行ってくださいと言われても、ちょっと困るなというようなことを考えながら先ほどから聞いていた。

●：もう少し内容に踏み込んでもいいんじゃないかというご意見ですね。

○：先ほど委員長が先に役割分担という話をされたと思うのだが、今後これからロースクールの卒業生も出てきて、法曹界に従事できる方の人数が増える。だから、ここは弁護士会と裁判所の協力というか、民間委託というか、そういったことをやり始めてもいいのではないのかと思う。

弁護士のところへ行けばいいということはわかっているけど、どの弁護士がいいのかということにはわからない。医者でもそうだと思うが、歯を悪くしたときに、歯医者とはとにかくたくさんあるのだけれども、どの歯医者に行けばいいのかわからない。ですからそういうときにパブリック、公的な機関である裁判所が紹介をするとか、仲介をするとかということで、弁護士事務所が、出店というわけではないが、そういうコーナーを裁判所の中に設けるということでも私は構わないと思う。やはり自分で探して自分の足で出かけていくというコスト、それはやはり一般の方にとっては非常に大きいと思われるので、そういった面の補助を裁判所にしてもらおうというのは、割とやりやすいことなのではないかと思う。

○：今の点についてだが、来年、司法支援センターというのが発足することになっ

ている。裁判所の中に弁護士が事務所をつくるのがどうなのかというのは、多少いろいろな議論が必要ではないかという気がするが、支援センターというものが各地にできることになっており、そこは言うなれば「何でも来てください。民事だろうが、刑事だろうが、何でもやりますよ」というところである。ただ、体制づくりが少し遅れていて、いろいろ不安もあるが、普通の純粋な法律相談を受けるところになるので、それがどれだけ機能を発揮できるかはまだわからないが、一応理念としては、そういう支援センターを駆け込み寺のような形で作ろうということにはなっている。それは今回の一連の司法改革の一つではあるが、是非充実させていきたいというのが我々の考え方である。

○：少し違う話から入るが、先週、少しだけオックスフォードにおいて、日本人の方からオックスフォードのいろいろなことを聞いてきた。そこですごく印象に残ったのは、卒業すると学力テスト、その結果は当然なんだが、それに加えてもう一つ大事なのがコミュニケーション能力という話が出た。私は今市民ボランティア活動をやっているが、コミュニケーションというのはすごく大事で、そういうものがオックスフォードあたりでも大事にされていることがわかった。また、ボランティアは、同列の場合には優先されるという話も聞いた。

話を元へ戻すが、イギリスへ行く飛行機の中で日本経済新聞の21日の裁判員制度模擬裁判の実感という記事を読んだ。その中に、裁判官の指揮次第で非常に誘導されるというか、結果がいろいろ変わってくるのではないかというようなことが書いてあった。また、市民の方から、弁護士について非常に高圧的なところがあって、洗脳されてしまうのではないかということも書いてあった。

それから同じ日の記事に、弁護士会が20日都内の研修会で「裁判員の心を動かす」ということで、制度導入後は「弁舌で裁判員を説得する力」というのもあった。これは各々プロであるから、当然それはあっていいと思うし、否定するわけではないが、一般市民が裁判に参加するというのは、司法制度改革での大きい眼目だから、そういう市民と話ができる、通じる、今の前半の話もそうですが、そういうコミュニケーション能力というのが、裁判官にしても検察官にしても弁護士にしても、新しく求められると思う。

そういう感覚での質問ではあるが、一般市民の裁判員の人が、誘導されるようなものであった、また、弁護士の方もそう点があったということについて、その

分野におられる方はどのように受け取られているのか。

○：模擬裁判で評議をやってみると、市民の方の裁判員とどう合議をしていくかという、これはいわば初めて直面する問題であり、今どういうやり方がいいのかを模索しているところだと思う。それで実際にいろいろなやり方があるようで、場合によるとその裁判官のリードが過ぎるのではないかという批判が出ていることも確かだと思う。ただ、裁判官の間ではそういう批判を受けることがないように、せっかく市民の方々の社会通念のようなものを出してもらって、そこでプロと一般市民が共同作業でいい判断を形成していこうという制度であるから、まず話を伺うというスタンスを大切にしなければいけないということはわかっていると思う。

その上で、いろいろな模擬裁判をやったときの話を聞くと、うまくいくこともある。皆さんからなるほどと思うような話が次々に出て、自然に全員の合意が形成されていくという、そういう模擬裁判もあったと思う。私も一度模擬裁判の裁判長役をさせてもらったことがあるけれども、そのときは1日目は多少意見が分かれていたが、一晩家にみんなで持ち帰って考えて、翌朝からまた議論を続けたというときには、午前中に自然に意見が一つにまとまっていくということを経験した。

それから、うまくいかなかったというか、苦労したときの裁判長役の話などを聞くと、意見があまり出ないというので、前提的な事実関係の説明をして、再度聞いてもまた意見が出ないということで、気がつく裁判官ばかりしゃべっている。録音など聞くと発言しているのは裁判官だけというような場合もあった。今模索しているところなので、いろいろ工夫しなければいけないと思うが、基本的にはまず裁判員の方からの意見を出していただいて、それに基づいて議論していくというこの方向でやっていきたいと思っている。そういう自覚をしていくと、裁判官の方の式次第で結果が変わっていくのではないかとか、あるいは高圧的に洗脳しているのではないかとか、そういう批判は出ないようになっていくのではないかと、今そういう検討段階である。

○：先ほどの問題に戻りたいと思うが、東京地方裁判所として質問事項があったときに対応する課というか、それはどこにあるのか。

●：これは前回ある程度説明したと思うが、事柄によって違うというところがある

と思う。

○：私のセンターでも何回か質問させていただいて、最初は交換の方、そしてそれがほかの方に。

●：どういう形で出てくるかというので大分異なってくる。

○：そういうところがあり、そこに問題があるのだと思う。先ほどどなたかが言われていたけれども、裁判所についてきちっと説明できるセクションというのがやはり必要なのではないか。裁判制度、地方裁判所、簡易裁判所についての内容をきちんと説明できる、法律問題を解決するというのはまた少し違った論点だと思うが、そういう裁判自体をきちっと説明できる、そういうセクションを置くことが必要ではないかと思う。

●：一応置かれている。最高裁には広報課があり、高裁、地裁、家裁には総務課の中の広報係がそれにあたる。電話がかかってきた場合ではあるが。

○：ところがその広報で対応してくれるならばいいのだが、その電話をほかに回されて、前回に私の方でも少し言いましたが、「六法全書を隣に置いてあるんだろうね」とこういうよう言われ方をしたこともあり、やはりそういう問題をちょっと考えておく必要があるんじゃないかと思う。

●：そういう広報体制の充実というのは課題であり、いろいろな事情の許す限り充実に努めているところで、職員の研修もやっておるけれども、まだまだ不足しているところもあるのかもしれない。

○：是非、改善をお願いしたい。というのは、検察庁では支援員制度というものをつくって、そこで説明をしている。すばらしい制度と思う。それぞれの省庁がそういう形になってきて、この関係でお互いに連絡していくと、本当に社会の人たちは安心して相談ができるという形になっていくのではないかと思う。

●：先ほどから話が出てきているように、結局、裁判所は中立公正という立場をどうしても守らなければならないから、当事者の立場に完全同化することはできない。本人訴訟の場合には、裁判官も職員も割合親切に教えていると思うけれども、それでもやはり完全に本人の立場からものを見るというのはできないので、問題がややこしいことだと弁護士に相談されたらどうですかと言うことはあると思う。

だからこそ、先ほど弁護士委員の話にもあったように、法曹全体として、法律家の世界の敷居の高さというものが今まであったことは間違いありませんから、

それをもっと近づきやすいものにするということで、司法支援センターというのは一つの大きなプロジェクトだと思う。

○：今私の言っている問題とは少し違うと思っている。裁判所の中の話を実際にどう説明してくれるのかということと、支援センター構想とは全く違うと思う。外から見たら裁判所というのは本当に難しいところである。そういうところを利用する人にはいい人もいるし、悪い人が悪用するのも多い。これを言ったら誤解があるかもしれないが。

●：現実には悪いことに利用されることはある。裁判所の書類を悪用する人もいることはある。

○：法律を悪用しているのもまた悪い人たちの一つの手である。ここに書いてある「利用しやすい裁判所」といったならば、悪者に利用されやすいという面もある。そういったのを善良な人たちがどういうふうに見ているのか。

○：利用しやすい裁判所とのつながりというところはどうなのか少し疑問なんですけど、今、裁判所では集中証拠調べという手続をやっている。集中的にその証人なり、本人なりを一日中かけて、場合によったら2日ぐらいかけて調べていただける手続であり、刑事事件における裁判員制度では、多分似たような形になるのではないかなと思う。そういう手続のときにいろいろな人たち、依頼者であれ、関係者であれ、傍聴に来ていて感想を聞くと、裁判がものすごくわかりやすいという。傍聴に来ていてる人たちをもし裁判員と考えてみると、そこでのその裁判所なり、検察官なり、弁護人の能力、コミュニケーション力というのは、ものすごく重要だと思う。コミュニケーション力がなければ、ある意味では当然突破できる証人とか本人のいわゆるうそもほとんどわからなくなる。

今までは専門的な裁判官に見てもらっていたから、それなりに答えていけば、うそはそれなりにうそだなと見抜いてくれたと思うが、うそを言ったり、矛盾したことを言っても、そういう専門的なものよりもっと素朴な目で見ただけの、いわゆる裁判員というふうになると、そこを十二分に突破できるだけの能力が検察官や弁護人になれば、多分裁判員の方はその部分は大きく裁判官と考え方が違って来るだろうと思う。そういう意味で、欧米で行われているいわゆる弁論力というのか、言語力というのか、これは我々そういうものに携わる人間としては大変大きな問題になるのではないかなと考えている。

検察官の方でも多分そういうことをすごく勉強していると思うが、弁護士の中でも今までのように書く能力というか、一生懸命考えて長い時間書いて持って行って、それで話したことにしてくるというよりも、メモとか何か見ないと 30 分、1 時間話すというのができないと、多分今後は通らなくなってくると思われる。記憶するという意味ではないが、メモを見ないで 30 分ぐらいそれなりの問題点を全部その場でやり抜いていく能力というのが試されるのではないかと、僕はそういうところに立ち会えるだけの時間的な限界があるかどうかかわからないが、これからの法曹関係者はそういうコミュニケーション力というのはものすごく要求されるのだというのと、一般の市民の方々もそういうものを読み取る能力みたいなものについて、教育を受ける機会をふやす必要があるのではないかと思う。いろいろな機会にこれからの裁判所に行って、いろいろなことを裁判所に聞いて、裁判所に親しむという意味での市民の一つの能力といたしますか、訓練といたしますか、習慣というのを身につけないと同じように裁判員制度は育ってこないのではないかと思う。

どう結びつくかわからないが、そういう意味では大変いろいろなことを裁判所に聞きに来る。できるだけ聞きやすい、問いやすいような問いを裁判所に出せるように、裁判所が身近にならなければだめだということだと思う。何を言っても、それなりに答えられる応用力を裁判所に求められていると思う。

●：法律相談の話とは少し距離のある話ではあったが、裁判所や裁判手続が一般にわかりにくいという点では、根のつながった話だと思う。民事裁判については、従来、とにかく評判が悪かったのは、法廷に行くとは何やっているのかさっぱりわからない、非常に形式的な手続に終始しているのではないかというところがあった。今はだいぶわかりやすくなってきており、別に検察庁のことをこの場で問題にするわけではないが、もっと手続をわかりやすくするという点では、やはり検察庁に協力をいただく必要があると思う。

○：模擬裁判の件で言いますと 6 月 20 日にやった模擬裁判では、裁判員の方々とそれから傍聴人の方にもアンケートをとっているけれども、審理の内容についてはとてもわかりやすいという方と、わかりやすいという方で 92 %を占めていたという結果が出ており、今回の模擬裁判についてはよくわかるというようなご意見が多かったという結果が出ている。その理由としては、弁護人も検察官も最初

に事件の内容を説明する冒頭陳述と、最後にまとめとして行う論告弁論、これを裁判員に語りかけるような形で、かつあらゆる世代の人が聞いてもわかるような言葉遣いをするという工夫をしたということがあったためと思う。弁論、論告をするに当たっても、「裁判員、裁判官の皆様」という言葉で語り出すというような言葉の使い方にも工夫をしていたと思う。今までわかりにくいと言われていた裁判をわかりやすくしようという努力は非常にしている。

他方、裁判員で参加された俳優の加藤雅也さんが言っていたことは、例えば、名前は言いませんが最近よくテレビに出ている何とか弁護士が出てきて、テレビでやっているみたいに話しかけるように言われたら影響を受けると、そういうふうなことを言われていた。だからそういうエモーショナルな反応をされるということは、やはり危惧される面があるが、検察庁としては、そういうわかりやすさも一方では大事だと考えている。他方において、刑事裁判の中核は証拠と事実であるということは、やはり動かない二本柱ではないかと思っており、パフォーマンスで影響されるということはいずれ克服されていくのではないかというように思っており、そうならなければならないと思っている。

また、裁判員、傍聴人の感想としては、やはり有罪無罪を決める場で意見を言いやすいように工夫してほしいという意見が半数以上あり、先ほど裁判所の委員から言われたように、裁判所として非常にそこが配慮されていて、出席された委員は非常に疲れたと言われていて、少し事件が難しかったという気はするけれども、非常に評議では活発な意見が出されて、むしろ裁判員の方が主流的に言われたというふうに聞いている。

ただ、ここは裁判官も裁判所の一部、合議体の一部であり、裁判員も一部なのだから、どちらかが一方的に言うということではなく、双方が議論を尽くすということがやはり重要なのではないかと思う。この点についても、模擬裁判であったため1時から4時までの評議という時間的な制約があって、結論には至らなかったということはあるが、そこはやはり現実の裁判では、十分納得がいくまで議論をするということがされなければならないし、双方が意見を言うということが重要ではないかと思った。

それから、先ほど話に出てきた支援員制度の関係だけでも、検察庁には被害者支援室というところがあって、いろいろな相談が来る。法律相談もあり、支援

員の方では必ずしも対応できないものもある。被害者支援員の検察庁の本来の役目としては、やはり刑事手続における手続、あるいは事件を理解していただくように説明をする、そして傍聴の手伝いをするというようなことがメインであろうかと思っているが、そのほかにもいろいろな質問、要望、不満、そういったものもあり、中には検察庁の本来の業務の範囲内ではないような事柄もある。損害賠償に関することとか、あるいは精神的なケアに関することとか、そういうことがあって、なるべくそういうものうちの仕事ではないとお断りするのではなく、しかるべきところにうまく話を持っていけるようにしてあげるべきと考え、そのようにしている。それは青木委員の被害者支援都民センターである場合もあるし、警視庁の犯罪被害者対策室というようなところでもあるし、あるいは精神科、そういう悩みの相談に乗ってあげられるところ、カウンセリングができるところ、あるいは病院とか、大学というようなところもあろうかと思っている。中には少額訴訟について教えてほしいとか、調停について教えてほしいとか、あるいはそういうことがわからないのだけれども、貸した金返してほしいというような話もあり、そういうときには支援員もできることはするし、調停委員をやっている人もいるので、調停の話をすることもある。あるいは少額訴訟もありますという選択肢を説明することもあるのだが、そのためにはやはりどこでどんなことをやっていて、どこが一番適切な機関かという情報は、やはり公表できるようにならなければいけないと思っており、そのためには、例えば、以前弁護士会ともしたことがあるが弁護士会の被害者支援の委員会のメンバーの方と協議会をするとか、あるいはそういうネットワークの中に参加していくということによって、適切な対応の仕方というものを支援員も少しずつ学んでいくということをしているところで、そういったネットワークづくり、委員長も話されてたけれども、やはりそういう連携を深めていった方がいいのではないかなと思っている。

●：たしか司法支援センターの準備の中で、アクセスポイントの連携、結びつけるという作業をしていると思う。

○：実は私が言いたいことは、裁判員制度がこれからできていく。そしてその中では、証人としての目撃者が、現実に証言をしてくるようになる。そのときの裁判所の対応だと思っている。今論じられているのは裁判員制度で、裁く側の裁判員だけの論議しか行われていない。でも一番大切な裁判におけるものは何かとい

うと、今委員が言われたように証拠という問題。その証拠の中には目撃者があり、そして被害者がいる。いわゆる善良なる市民がいるわけである。それに対するきちんとした裁判所における対応というのがないとするならば、その証言をしに来ること自体が非常に嫌になってしまう。そうすると本当の裁判というのが行われなくなってしまいます。ですから、私がお願いしたいのは、裁判所側にそういう対応をきちんとやっていただきたいということである。

○：今までの議論では簡易裁判所と地方裁判所と分けていて、一つはその簡易裁判所についてだが、先ほどの総合案内というところは手続の説明をするというときに、係員が説明するだけではなく、パンフレット等でこういう手続がありますというようなのを幾つかつくっており、訴状なども類型ごとにつくっているということで、かなり私自身はわかりやすくやっているのではないかという印象は持っている。ただ、そののところまでいったときにいろいろな人がいるので、たしか消費生活センターだか、国民生活センターだったか正確には覚えていないんですが、裁判所はやはり限られた公平中立な立場があるから、自らこういう手続のどれを選びますかまでは言えないけれども、相談に来る人の一番多い、警察とか、消費生活センターのようなどころとある程度連携をして、話をするというのを数年前に伺ったことがあるが、そうした連携をうまくやることによって、先ほど話が出ていた総合支援センターの立ち上げもうまくいくのではないかと思っている。

特に、裁判員制度はかなりここでも議論はされているけれども、総合支援センターができたときに、裁判所とその裁判外の相談窓口、特に先ほどから出ている弁護士会、司法書士会のような法律専門的なところだけではなくて、あるところで聞いたときには、そうした法律専門家、私も含めてですが、なかなかコミュニケーションが素人を相手にするとなかなかうまく意思疎通が図れないから、むしろそういう人ではなくて法律の専門家でない人がまずどういう事件なのかということを手先の身になって聞くという、その振り分けの話が先ほどから出ていたけれども、この点は非常に難しくてほかの国でもイギリスなどでそうした長い伝統があるが、どのようにして事件を適材適所に振り分けて当事者に満足を与えるのかと。たらい回しではなくて、ネットワークをうまく使うというのは非常に難しいというので、我が国で一朝一夕にできるとは思えないのだが、今後、特に簡易

裁判所というのは当事者本人が来るところが多いと思うので、そのところでもよく連携をしていき、さらに強化していくということが必要なのではないかな。

特に、先ほど話はなかったが、裁判外紛争処理制度いわゆるADRと裁判手続ということで、まだ施行はされていないけれどもADRを促進する法律というのができ、認証という形でお墨付きを受けたADR機関と裁判手続の利用をどう切り分けていくのか、そこで裁判所はどのような役割を果たすのかということは特に問題なのではないかと思う。

地方裁判所についてだが、これもたしか何回か議論は今まであったのは、一つはその簡易裁判所のように、広報はあるけれども、確かに本人ではなくて弁護士が訴えを提起するというのを念頭にしているから、総合案内所みたいなものはなかなかつくっていないということが一つ指摘されている。

それからもう一つは、先ほど電話で聞いたときに、電話の交換手の方が例えば私とかおそらく法律の専門家だと、内線何番とかここにつないでくださいと言えばそこにすぐつないでいただけるのだが、どこへ行ったらいいかわからないというときに、どこに行ったらいいかわからないその当事者の気持ちと、裁判所での受け皿というのは、なかなかマッチしないおそれがあるということがあるので、その点、特にインテークである裁判を最初に利用する段階の印象って非常に強いと思うので、先ほど民事の場合では集中証拠調べという形である程度争点を絞った上で、集中して証拠調べをするというのは、実際にも学生を連れていっても非常におもしろかったと、おもしろかったというのは語弊があるのかもしれないが、非常に生き生きとして裁判手続というのはこんなにおもしろいというか、活発なものなのかということがありますので、やはりインテークの一番最初の部分をどうやるかということは、一朝一夕にはいかないと思うけれども、裁判員制度に比較すると総合支援センターの広報をどういうふうにするのか、裁判所がどのような立場をとるのかということも含めて、議論されると非常にいいと思っている。

●：司法関係のことについて、マスコミの立場からずっと見てこられた委員にも、今日議論されたことについてご感想を伺いたい。

○：先ほどの相談窓口の関係ですが、我が社の場合には何年前ぐらい前からか、視聴者なんでもセンターみたいなものがあり、やはりいろいろ雑多な電話がかかってくる。番組に対する文句や、あの服はどこで売っているのかなど。そういうところ

ろがないときというのは、やはり電話交換が大体受けて、ややこしそうなものは報道に回るとか、番組がはっきりしている部分については番組に回るとかというように、たらい回しになっているという印象がすごく強かったらしい。なんでもセンターができてから比較的そういうのが少なくなって、ある程度の中身についてはそこで把握し、どうしてもそこで処理できないものについては、担当のところに回ってくる。直接回すのではなく先に担当と話をしてから返答する場合もあるし、これではだめだということで、担当のところへ直接回ってくる場合もある。そうってから、やはりかなりたらい回しが少なくなった。おそらく一般の企業でもそういうのをつくっているところが多いのではないかと思う。そういうところを少し検討されてはどうかというのは、やはり今の時代、こういう時代になってきたらあるのだろうと思う。

○：朝日新聞社も外からの電話等は基本的に広報なり、広聴とは別に名前をつけていませんけれども、そういう部門をつくって、基本的にそこで対応している。一つは電話をかけてくる方の立場によりそうということにもなるだろうし、もう一つは今言われたように、それ以外のところに電話がかかってくると、なかなか日常業務がやり切れないというようなところで対応をとっている。規模は今東京の本社で、二、三十人規模の部屋になっているかと思う。

やはり公務員の数の問題というのは、一朝一夕にできないのはわかるのだけれども、やはり今、東京地裁にしても、東京高裁にしても、広報係に仮に何でもということになると、それはなかなか今の人員のスタッフでは大変なところもあるのかなというように思うけれども、やはりその辺の職員の配置にしても、どこに張りをつけていくのかといったところは、今日の話を知っているとその人数もそうだし、そこに質の問題もあろうかと思うので、まさに裁判所内のワンストップサービスみたいなところ、そういったのが大切になってくるという感想を持った。

それから、ADRの話が出たり、ロースクールの話が出たり、司法支援センターの話が出たり、結局この今回の司法制度改革の中ですべて出てきたもので、そういう意味ではある一つの理念に基づいて、それぞれにこういったものを用意している。それによって身近で頼りがいのある司法にしていこうというところで動き出していて、非常にそれはそれなりにメニューは整っていると思う。先ほど

司法支援センターの方の準備が少し本来のペースからすれば遅れているというようなことも言われていたが、その辺のメニューはいろいろ出ているのだけれども、それぞれがどう有機的に関連づけていくのか、具体的に何が何をやり、どこがそれを引き受けて、ここからは自分たちの守備範囲だということやっていくのか、その辺の具体像というのか、これは法曹三者なり、あるいはもっと広い意味で議論の場になるのかもしれないが、それを詰めていくことが今ここに出ているような、あるいは先ほどから議論が出ているような、問題点を解決していく一つの道でもあるのかなというような感想を持った。

- ：一朝一夕にすべての不満がなくなるとようにすることは、なかなか難しいことだと思っているが、しかし裁判所で現在できるだけことはもちろん真剣に取り組んでやりたいと思っている。国民の一般の皆さんに対する対応のあり方、わかりやすい対応、わかりやすい手続のあり方、これは心がけてはいるのだけれども、まだまだ不十分な点があると思う。これは教育の問題で解決できるところもあるだろうと思うので、今後ともなお十分努力していきたいと思っている。

それでは、この前回から引き続いたテーマ、全部網羅できたわけではないと思うが、何か出てきたらまたやることにして、このテーマはここで一応一区切りということにしたいと思う。

(7) 2年間の感想

○：この委員会が開かれて、参加されている方々からのご意見というのが実は裁判所にとっての意見だけでなく、法曹全体にとってのご意見かなど。裁判所にいろいろ問題があるとしても、それは弁護士会にも、あるいは弁護士にも同じような問題があって、そのご指摘を十分受けているなというふうに思ってきた。そういう意味では、実はその弁護士会にも市民会議のようなものをつくって意見交換はしているのだけれども、やはり全体として法曹というある種業界が敷居を高くしてきて、言ってみれば自分たちで、割と自分たちの思いだけでやってきたと。そういう意味では、この大きな時代の流れの中によく自覚をしてきたというか、少し間口を広げてきたと。これから具体的に実行をどういうふうにしていくのかということが私たちみんなに課せられた課題だし、特に弁護士というのは、先生と言われてやってきたという歴史があるわけですね。いまだにその歴史の中に埋もれている状態の人の方がどちらかというとい多いという状況をやっぱり自覚して変えていかなくてはいけない。そんなように、非常に勉強になった。

私だけが再任をしないことになるようで、大変申し訳ないと思っているが、これからもこういう形でいろいろな機会での勉強を続けていく必要性も感じている。またもし何かの機会にお目にかかることがあれば、よろしくお願ひしたい。

以上でございます。

○：私はこういう世界は2年前から初めてかかわった。私はNPOとNGOと自治体、地方自治体とか省庁という、そういうところの協働というテーマをいろいろやっているけれども、市長、町長、県知事は盛んに協働というけれども、市民、住民が実際動くかというとなかなか動けない。要するに住民、国民が自立していないという部分である。だから行政の方もやってあげる的な感覚がすごく強くて、実際の協働というのはそんなにイーブンになっていない。だから、我々参加しているこの司法制度の問題も、先補委員からも言われた「先生」の世界と市民がやるわけですから、なかなか同じ水準にはいかない。協働には、もともと大変なことだけれども、国民も含めて法曹界の方と相当の意識改革をしていかなくてはならないなというのを感じる。

もう一つは、マスコミの力をもっと利用したらいいと思う。NHKの「あなたは人を裁けますか」やこの間の20日の模擬裁判などがあつたが、こういうのは

すごくわかりやすい。これから何年かあるわけだから、もっと予算をしっかりとって、いろいろな地方で模擬裁判をやることによって理解も進むだろうし、意識も高まってくると思う。

○：本当にこの2年間勉強させていただいたというのが本当に率直な感想であり、せっかく勉強させてもらったので、それを今後も生かした方がいいと思う。また、2年間よろしく願いしたい。

○：私も本当にいい勉強をさせていただいた。当初はまだわかっていなかったこともあって消極的であったが、他の委員と話をして、学ばせてもらっているうちに、世間の人々が私が当初感じたことと同じような気持ちでなかなか理解できていないような雰囲気を感じているので、もう少しPRができて、みんなで考えていけるようなことになっていけばいいと感じている。

○：私も知らないことがたくさんあり、それを勉強させていただいたことはとてもよかった。委員として呼ばれたのが、もとは何のキャリアもない、ただの主婦であるということが一番その根底にあると思う、素朴な印象を語らせていただくことができよかったと思っている。最初の方に委員のみなさんに簡易裁判所の実情を見てもらったりできた。民事における国民の司法参加の調停委員の制度は大変歴史もあり、家庭裁判所の調停委員の方は有名なんだけれども、民事でもあるということも皆さんに知ってもらえよかったと思っている。今考えているのは、簡易裁判所には訴訟の方で司法委員という制度があるけれども、そのことについてもいづれ少し考えていただける機会をつくっていただきたいと考えている。

○：私は去年3月に今のところに来たので、1年ちょっとになる。立場が違うので裁判所は遠いところであり、また敷居が高いと言われるところだけれども、違った立場でいろいろ勉強させていただいた。今日出ている資料でもそうだが、一般の人の市民の目というか、都民の目、国民の視点というか考え方は、やはり我々の視点とは違っている部分があり、我々もそちらの方にいかに近づけられるかということで、いろいろ苦情等を聞いているのだけれども、裁判所においてもやはり「こんなことがわからないのかとか、こういう制度ですよ、こうなっているんだ」というような対応ではなくて、疑問という形で投げかけられたものについてどうこたえるかというところが必要ではないか。我々もそういうような形で毎日苦情に対処しているけれども、そういったところが、やはり役所に求められ

ているというか、税金を払っているというタックスペイヤーとしての権利を主張してくるので、そこを視点を重視してやっていただきたい。

○：2年間いろいろと学ばせていただいた。私の発想は、現行がすべていいということではなくて、そこに改善する余地がないかということでも少し改善していただくかと思ったが、なかなか難しいというのが実感としてわかっている。

○：私も本当にいろいろ勉強させていただいて、司法改革と言葉ではよく聞いていたけれども、では現実にどういうことなのかというのが、実はよくわかっていたことがこの会に出てよくわかった。裁判員制度だけでなく、もっといろいろな形で参加しやすい司法を目指しているみたいなことがわかってきたような気がする。

○：先ほどの、法律相談か手続相談かではないけれども、やはり裁判所に対するあり方を考えるというときに、裁判の中身に入っていくというのはこれはこの委員会のやることではないだろうし、またそういう形での介入というのはもちろんやってはいけない。ただ一方で、やはり不満とか苦情というのは、実際に裁判所で行われているものと一体というか、密接不可分なところがあるということで、この委員会が何をやるのか、やれるのか、あるいはやってはいけないのかみたいなその辺の区分けというのがかなり難しい。これはできたときからそう思っていたし、2年話をさせていただいてもう一步踏み込んでいいのか、でもそこはやっぱり自制しなければいけないのか、そこが難しい組織だなと思った。

ただ、最後の2回、こういう具体的な苦情なり要望なり、それを踏まえて議論をしていくと、その背景にある問題とかこういう声が出るに至った経緯だとか、その辺を考えるきっかけになって議論は幾らか深いところに入っていきけるんじゃないかという気がした。この中でも例えば、訴状などと一緒に送付してくる注意書き類がわかりにくいと34番に書いてありましたけれども、やはり次なりこの先には実際そうなのかどうなのかというものを我々も見せていただいて、なるほどここはわかりにくいよねとか、ここはもっと強調して赤い字にするような形にできたらいいんじゃないのとか、そんなような議論もできたらいいのではないかなというふうに思っている。

私自身、記者として裁判所の取材をしたことがあるということと、今企業の法務部門にいるから、当事者としてたまに訴状が送られてきて、確かにこの注意書

きなどを読んで、私は逆に、最近の地方裁判所は親切だと思ったりもするけれども、ただやっぱり見えているところというのは非常にごく一部でしかないと思う。だからやはり弁護士もそうですが、利用者と接点のたくさんある方、もちろん裁判所が一番だけれども、2回やって終わりというのではなく、そういった方からこんな意見がある、こんな要望がある、裁判所としてはこういう努力をしている、でもここはやれないというようなところを折に触れ提起していただいて、そのまさに利用者の生の声を踏まえた議論をこの先もやっていければいいと思った。

あと、先ほど委員長もおっしゃっていたけれども、教育の問題というのも非常にあると思う。裁判所はもちろん利用しやすい存在になるためにということでも努力をしていただくのはお願いはしたいけれども、一方で逆に裁判所に何でも聞けば答えるのが当たり前みたいな、それもまた少し違うのではないのかという気がして、市民側からすれば我々はサービスを受ける側なんだから、ただ教えると言っているだけではやはり本当の意味での裁判所のあり方というのにはなっていない。今、やはり司法制度改革の中で、法教育という問題が非常に重視されてきているので、やはりそういったところとの連携というか、まさにこういう地裁委員会みたいなところは法教育の現場とどうかかわれるのかとか、そんなことも2クール目から考えていければいいと思った。

○：東京地裁というのは、やはり民事刑事、両方束ねていくということで非常に大変だという気はしている。特にその規模、人的規模、物的規模だけではなくて、やはり世間の注目というのも非常に強いと思うので、その中で私もこういう委員会に入らせていただいて、思っていた以上にいろいろな意見が出てきて、私自身も大変参考になった。それからもう既に何回か指摘されているけれども、裁判所に来る苦情ということで事務方が非常に努力をされて、こういうことを公表していただくというのは、翻って私の大学などの教育機関に対しても非常にいろいろな注文も多い中で、裁判所もこのように変わっていくということで、今後こうした原動力をさらに2期目につなげていきたいと思っている。

○：裁判所に市民の声をという話だったのだけれども、私たち法曹にもその市民の声が届いていなかったという気はしている。この委員会が成功するのには私たちにも責任があると思っており、私たちはいわゆる依頼者であるとか、それから法律相談であるとか、いろいろ市民の皆さんからの声を聞いているつもりだったが、

ここまでに届いていない人たちがどれだけたくさんいて、その人たちが何を思っているのかというのが少し見えてきたという気はしているが、そういう人たちの声をもう少し集めなければいけないとも考えている。

それからここに今日出していただいた資料については、司法シンポでも再三話が出ており、東京ではこういうのが出たというのが、この前の司法シンポでも報告がありましたし、それから前回のむしろ東京のプレシンポでも、非常にテーマとしてはよかったということになっている。本当に一般の人が裁判所に対してどういう感覚を持っているのかということをもっと知りたいということ、それから私たち自身も含めて、どうやって改善していくのかということがこれから先やっていけたらと思っている。これから2年間、また大変になるという気がするけれども、続けてやらせていただきたいと思っている。

○：東京の地方裁判所委員会というのは、全国的に見ても極めて充実しているというふうにいふべきなのか、そつがないというべきなのかわからないが、あまり裁判所がいろいろな意味で工夫されて、努力されてそれなりに整備されているという意味では、全国で一番だろうと思う。そのためにそのいわゆるあら探しをするという失礼だが、ここが悪い、あそこが悪いと簡単にすっと言えないような、大分細やかなサービスをしていらっしゃるように私はここへ通う者として思う。ですけれども、さっきから言われているとおり、それはごまかしではないのだが、実はきれいな専門用語を使って、何となくわかりやすいようにサービスして納得しているけれども、一般の人たちからすると、煙に巻かれたみたいなもので、本当のところはよくわかっていないところが実は本当はたくさんあるような気がする。

そういう意味では、私ここへ利用者として通わせていただいているということもあって、さっき委員がおっしゃったとおり、どこまで触れていいのかというふうな、遠慮と言ったらいいのか、悩ましい気持ちを持っていて、あまり言い過ぎるとまた通いづらくなるということもある。約60項目のこの資料を見たときに、我々に対する、弁護士は金が高いぞというような、裁判には金がかかるんだとか、いわゆる裁判所は給料を返せとか、何かそれに近いような言葉が次から次と、こういう言葉で出ているのかどうかわかりませんが、そういう不満というのはある意味で裁判というものにかかわる一般の人の声ではないか。

日ごろ私たちはそれに近いことをひっきりなしに言われているわけだけれども、それはそれに耐えてここまで弁護士をやっているわけで、裁判所はそういうふうなことに耐える必要がないという部分が当然あったわけである。ですからやはりこれからの会合としましては、ほかのところでも話題になっているとおり、いわゆる裁判の長さであるとか、あるいは充実の内容であるとか、あるいはお金の問題であるとか、私たちの弁護士のお金が高過ぎる、サービスが悪過ぎるという声を含めてでもかまわないので、何かそういう率直な具体的なものに焦点を定めた新しい討議ができればいいと思っている。

○：私は昨年 10 月からなので 8 カ月余りしか委員をしていませんが、検察官も利用者ではあるけれども、やはり市民に利用しやすい裁判所ということで、基本はやはり市民がその対象になってきたと思っている。そういう意味では 2 年間委員の方々はいろいろ裁判所の中とかを紹介を受けたり教えてもらったりしたと。それは有効であったろうと思うが、さらにはこういう裁判所に出される苦情という市民の利用者の立場で、こういった要望等をさらに今後も出していただいで、そういったものを取り上げていくということがやはり趣旨にかなっているのではないかなというふうに思っている。

それから、裁判員制度、それから少額訴訟とか調停とか、そういった市民が利用できる制度とかシステム、選択肢についての広報はやはり力を入れていくべきではないかと思っている。

最後に今日出た法律相談とかという話については、被害者の問題も含めて、法律相談等についてネットワークづくりができないかということを検察としては模索したいと思っている。

○：八王子の裁判所の庁舎というのは何度も増改築を繰り返したせいか、どこにどの部屋があるかわからない。こういったわかりにくい庁舎がまず受付相談の前に案内業務みたいなのをちゃんとしないといけないという気がする。今守衛さんがいるけれども、そこをもう少しある程度法律知識を持った人に座ってもらって、ちゃんと案内できるようにしなくてはいけないという気がする。

受付相談については、裁判所は勝つか負けるかの相談というのは立場上限界があるだろうが、ところが手続は何がいいかということを知ってあげようとする、どうしても勝つか負けるかの判断も絡んでくることであって、例えばさっきの友

人にお金を貸したけれども返してくれないという相談なんかにしても、では相手の人は財産があるんですかとか聞いたり、何かいろいろあると思うけれども、勝つことが前提となっている。もし財産がないとすれば、まずやっぱり保全の措置をとるのが正しいのではないかというふうに思うけれども、あまりそこまで踏み込んでいいのかというのものもある。だからこういう手続もあります、ああいう手続もありますという説明にならざるを得ないのかなと思う。

(8) 次回の意見交換テーマについて（意見交換）

- ：八王子支部は非常に狭くて老朽化も進んでいるが、敷地の関係で広くできない。そこで、どこに建てるかということで敷地を探したりしていたが、このたび、立川市の多摩モノレール、高松という駅の近くに土地が見つかり、確保できることになった。新庁舎はいわゆるPFIという事業で建設する予定になっており、裁判員制度の導入に合わせて、4年後、平成21年3月までに完成したいということで考えている。現在はPFI業者の参入を認めるために、アドバイザリー業者というのがあるのだが、そのアドバイザリー業者がPFI事業の実施方針をいろいろ検討して、策定しているというところである。

来年1月にその方針を決めて、公表するという段取りになるが、その実施方針を決めるに当たって新庁舎の要求水準というのをつくる必要がある。そういう段階であるため、ちょうどいいので、今回は八王子支部の新庁舎の問題、議題にしてほしいというご意見もあったので、次回この新庁舎の設計を行うに当たって、検討、考慮していくべき事項についてご意見を伺うということにしたいと思うがいかがか。

- ：八王子支部の新庁舎の問題ではないが、シンポジウムを行った際に八王子にもこういう委員会をつくってもらえないかという声があった。東京は非常に広く、意見を言いたいという人もいるらしい。法律によれば別に都道府県に一つとは限っていないと思われる。
- ：委員会を新たにつくるのはなかなか大変であり、支部の問題もこの委員会で取り上げる。八王子の弁護士も東京三弁護士会に所属しているので、そういう意見もこの委員会に反映させていただければと思う。

(8) 次回期日について（意見交換）

次回は， 9月27日3時

(9) 閉会の言葉

以 上